

# 告示

## 埼玉県告示第千二百六十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
			セメン ト製品 製造業	
一〇〇〇	11G078880	一		
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目十二-二十一 株式会社齊田油店				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
春日部県税事務所		平成二十七年十二月二十五日		